

## 測量標及び測量成果の使用の承認について

### 1 測量標及び測量成果の使用の承認について

#### (1) 承認事項

- ア 使用目的 地積測量図作成及び一筆地等の測量のため
- イ 使用する測量標及び測量成果の種類 和光市が測量計画期間として成果の管理を行っている全ての公共基準点(使用時点で公共基準点として取り扱われている点に限る)
- ウ 使用期間 **令和5年4月1日から令和6年3月31日**

#### (2) 条件

- ア 測量標の使用に当たっては、標石をき損しないこと。
- イ 測量標の異常を認めた場合は、速やかに和光市建設部道路安全課に報告すること。
- ウ 承認の更新を希望する場合は、期限が切れる二週間前までに手続きを行うこと。
- エ 申請者以外に和光市公共基準点のデータを提供しないこと。
- オ 使用期間が終了するときに和光市公共基準点・街区基準点のデータを返却すること。
- カ 基準点網図における配点図は、あくまで概要であり概ねの位置を表示するものです。
- キ 市は、当情報の利用によって発生する損失等について、いかなる場合も一切の責任を負いません。
- ク 平成23年(2011年)**東北地方太平洋沖地震発生前の測量成果を使用した旨、作成した成果物に明記すること。**

#### (3) 承認事項及び条件は、厳守すること。